

令和2年5月8日

報道関係者各位

大阪府 茨木市

茨木市立小中学校の5月11日以降の対応について

国からの緊急事態宣言が5月31日まで延長されたことに伴い、茨木市立小中学校について、臨時休業措置を延長するとともに、下記の取組み等を実施することいたしましたのでお知らせいたします。

記

1 休校期間の延長

令和2年5月11日（月曜日）～5月31日（日曜日）

2 取組みの内容

国の基本的対処方針（5/4）及び大阪府からの要請（5/5）に基づき、感染予防に最大限配慮した上で、段階的に学校教育活動を再開し、児童生徒が学ぶことができる環境を作ります。

(1) 登校日

5月11日から登校日を実施し、休校期間中の児童生徒の心のケアや学習支援を行います。

- ・児童生徒一人あたり、週1回とします。
- ・分散登校を実施。1教室の人数を15人以内とし座席等の距離も1～2m離します。
- ・学校にいる時間を、2時間までとします。
- ・授業日ではありませんので、参加できない場合も欠席とはなりません。

(2) 茨木っ子オンライン授業

5月18日から、全児童生徒対象の「茨木っ子オンライン授業」（授業動画を見ながらワークシートやノート等へ書き込み次の登校日に持参）を実施し、休校期間中の学びを保障します。

- ・ネット環境がないご家庭には、DVD配布やタブレット貸し出しを行い、全ての児童生徒が視聴できる環境を整えます。
- ・登校日に、学習課題やワークシート等を配布するとともに、必要な児童生徒にDVD配布とタブレット貸し出しを行います。

3 見守り登校

国の緊急事態宣言が延長されたことをうけ、小中学校とも規模を縮小した形の見守り登校を継続します。

4 中学校の入学式

授業実施が可能になる時まで、延期します。

5 夏休み及び冬休み

休校期間における小中学校の授業時数を確保するという観点と、自粛することを強いられている子どもたちに自由な時間を保障するという観点から、今年度の夏休みと冬休みを下記のとおりとします。(すべて土日休日を含む日数)

夏休み 8月1日～8月16日(16日間) ※19日間短縮

冬休み 12月26日～1月4日(10日間) ※4日間短縮

以上については、現時点での決定になりますので、状況が変われば変更になることもあります。

【問合せ先】

茨木市教育委員会学校教育部

登校日に関すること： 学校教育推進課参事 尾崎和美
電話 072-620-1683

オンライン授業に関すること：教育センター所長代理 岡田祥一
電話 072-626-4400

